株式会社ファースト・ステップ 代表取締役 伊藤貴文

「税理士試験(消費税法) 納税義務 全パターン計算問題集」に関する 誤植のお詫び

拝啓 平素より並々ならぬお引き立てくださいまして、誠にありがとうございます。 この度、弊社発行の書籍「税理士試験(消費税法) 納税義務 全パターン計算問題集」におきまして、記載 されている内容に不備がありましたことを、ここに報告致します。

<該当するお客様>

<u>2023</u> 年 4 月 29 日から 2024 年 6 月 11 日までの期間にご注文頂きましたお客様 (2024 年 7 月 27 日注文分以降は、訂正されたものの発送を予定しております。)

<不備の内容>

■2-2. 吸収合併(被合併法人が1社・合併法人の基準期間なし)

≪問題≫

(誤) (正) 2024.4/1 2024.4/1 2024.10/1 2024.10/1 2023.10/1 2023.10/1 2,200,000 5,500,000 7,700,000 2,200,000 5,500,000 7,700,000 1,000,000 1,000,000 1期 2期 1期 2期 設立時資本金300万

*資本金の金額を設問に追加しております。

≪解答例≫

1期(2)特例②吸収合併

(誤)

②吸収合併

 $16,500,000 \times 100/110 = 15,000,000 > 10,000,000$

 $15,000,000/12 \times 12 = 15,000,000 > 10,000,000$

- ∴2023 年 10 月 1 日から 2024 年 1 月 31 日までは納税義務なし
- ∴ 2024 年 2 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までは納税義務あり

(正)

②吸収合併

 $16,500,000 \times 100/110 = 15,000,000$

 $15,000,000/12 \times 12 = 15,000,000 > 10,000,000$

: 2024年2月1日から2024年3月31日までは納税義務あり

③新設法人

設立事業年度開始の日の資本金 3,000,000 < 10,000,000

: 2023年10月1日から2024年1月31日までは納税義務なし

≪解説≫

新設法人の納税義務の判定を解答例に加える必要があると判断したため、問題と解答例に加えております。

■5-1. 吸収分割(分割親法人が1社・分割承継法人に係る納税義務の判定)

≪解答例≫

3期(2)特例 4期(2)特例

(誤) (誤)

:納税義務なし :納税義務なし :納税義務なし

↓ (正) (正)

(2)特例 (2)特例

①特定期間 ①特定期間

 $4,400,000 \times 100/110 = 4,000,000 \le 10,000,000$ $7,700,000 \le 10,000,000$

∴納税義務なし
∴納税義務なし

≪解説≫

特定期間の納税義務の判定を解答例に加える必要があると判断したため、解答例に加えております。

■5-2. 吸収分割(分割親法人が2社以上・分割承継法人に係る納税義務の判定)

≪解答例≫

3期(2)特例 4期(2)特例

(誤) (誤)

:納税義務なし :納税義務なし :納税義務なし

↓ (正) (2)特例 ↓ (正) (2)特例

①特定期間 ①特定期間

 $4,400,000 \times 100/110 = 4,000,000 \le 10,000,000$ $7,700,000 \le 10,000,000$

:納税義務なし :納税義務なし :納税義務なし

≪解説≫

特定期間の納税義務の判定を解答例に加える必要があると判断したため、解答例に加えております。

■5-2. 吸収分割(分割親法人が2社以上・分割承継法人に係る納税義務の判定)

≪解答例≫

1期(2)特例②吸収分割

(誤)

(ロ) 丙 $500,000/12 \times 12 = 499,992 \le 10,000,000$

↓ (元)

(正)

(ロ) 丙 $500,000/10 \times 12 = 600,000 \le 10,000,000$

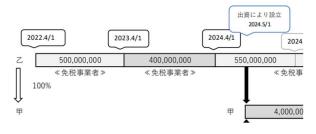
≪解説≫

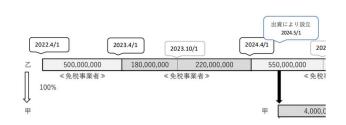
甲の第 1 期について、丙における基準期間に対応する期間は、2022 年 6 月 1 日~2023 年 3 月 31 日であり、12 か月ではなく 10 か月であるため、年換算における母数を訂正しております。

■6. 新設法人・特定新規設立法人

≪問題≫

 \rightarrow (正)





≪解答例≫

1期(2)特例③特定新規(ハ)⊘三回目

(誤) ∅三回目

乙の六月の期間の末日の翌日(2024年10月1日)から甲の新設開始日の前日(2024年4月30日)までの期間が二月未満であるため、判定不要

(正) ∅三回目

 \downarrow

 $180,000,000 \le 500,000,000$

≪解説≫

当初、特定新規設立法人に係る三回目の判定につき、2024 年 4 月 1 日~2024 年 9 月 30 日を基準期間相当期間として回答を作成しておりました。

しかし、新規設立法人の新設開始日の一年前の日の前日から当該新設開始日の前日までの間(=2023 年 5 月 1 日~2024 年 4 月 30 日までの間)に、当該判定対象者の事業年度開始の日以後六月の期間の末日(=2023 年 9 月 30 日)が到来しております。したがって、正しくは「2023 年 4 月 1 日~同年 9 月 30 日までの 6 月の期間」が三回目の基準期間相当期間となり、設問に当該期間の売上高の記載がないことから、設問及び解答例の一部差し替えを行いました。

□消費税法施行令 第 25 条の 4 特定新規設立法人の納税義務の免除の特例(*該当部分一部抜粋)

法第12条の3第1項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、判定対象者(前条第2項第1号に規定する他の者及び当該他の者と同条第1項に規定する政令で定める特殊な関係にある法人のうちいずれかの者をいう。以下この項及び次項において同じ。)の基準期間相当期間における課税売上高(当該基準期間相当期間の国内における課税資産の譲渡等の対価の額の合計額から、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額の合計額を控除した残額(当該判定対象者の基準期間相当期間が次項第2号イ又は口に定める期間に該当する場合には、当該残額を当該基準期間相当期間の月数で除し、これに十二を乗じて計算した金額)をいう。)とする。

- 2 前項に規定する基準期間相当期間とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間をいう。
- 二 当該判定対象者が法人である場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める期間
- イ 新規設立法人の新設開始日の 2 年前の日の前日から同日以後 1 年を経過する日までの間に終了した当該判定対象者の各事業年度がある場合 当該各事業年度を合わせた期間
- ロ 新規設立法人の新設開始日の 1 年前の日の前日から当該新設開始日の前日までの間に終了した当該判定対象者の各事業年度(その終了する日の翌日から当該新設開始日の前日までの期間が 2 月未満であるものを除く。)がある場合(イに掲げる場合に該当し、かつ、当該イに定める期間に係る前項に規定する基準期間相当期間における課税売上高が 5 億円を超える場合を除く。) 当該各事業年度を合わせた期間
- ハ 新規設立法人の新設開始日の 1 年前の日の前日から当該新設開始日の前日までの間に当該判定対象者の事業年度(当該判定対象者がイ又はロに掲げる場合に該当するときは、当該イ又はロに定める期間に含まれる各事業年度を除く。)開始の日以後6月の期間(<u>当該6月の期間の末日の翌日から当該新設開始日の前日までの期間が2月未満であるものを除く。</u>)の末日が到来する場合(イ又はロに掲げる場合に該当し、かつ、当該イ又はロに定める期間に係る前項に規定する基準期間相当期間における課税売上高が5億円を超える場合を除く。) 当該6月の期間

上記<u>下線部</u>につき、当初1回目~3回目で判定期間は重複しない認識でおりましたが、本間は2回目の判定が二月未満で判定から除かれていましたので、3回目にて考慮する必要がございました。

以上

お客様には大変なご迷惑をおかけ致しました。大変申し訳ございません。 弊社における確認作業が不十分だった件、この場をお借りして深くお詫び申し上げます。

なお、該当期間(2023年4月29日から2024年6月11日まで)の期間にご注文頂きましたお客様につきましては、ご希望の場合、購入日を記載の上、「おわりに」に記載されているメールアドレスまでご連絡頂けましたら、訂正後の書籍の資料データをPDFにて送付させて頂きます。

この度は、お客様にお手数をおかけすることになりましたこと、重ねてお詫び申し上げます。 今後とも、何卒よろしくお願い申し上げます。